

気を付けよう、自転車運転マナー



■問い合わせ：交通防犯課交通政策グループ ☎内線 491

自転車は便利な乗り物。でも乗り方ひとつで危険な凶器に変わります

自転車の危険運転で重大事故が発生し、高額な賠償命令が下されるケースが増えています。自転車を利用する方、子どもたちの保護者の皆さん、たかが自転車と侮らないでください。

●母親に 9,520 万円の賠償命令（平成 25 年 7 月 4 日神戸地裁判決）



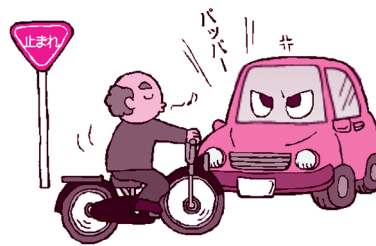
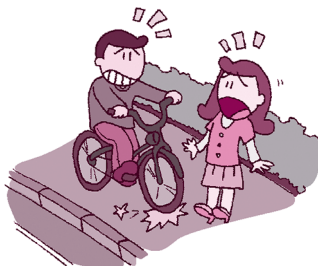
小学 5 年生の子どもがマウンテンバイクで坂道を時速 20 ～ 30km で走行し、散歩中の女性（67 歳）に正面から衝突して跳ね飛ばした。女性は頭の骨を折るなどして病院に搬送されるが、意識不明の状態に陥り、その家族と保険会社が子どもの母親を相手に損害賠償を起こした。裁判所は「坂道を高速で下っていたことと、その状態での前方不注視」を問題視し「自転車運転に関する十分な指導や注意をしていなかった」として、監督義務責任を認めた。

安全な自転車運転を心がけましょう

平成 27 年 6 月の道路交通法一部改正により、自転車運転中に危険行為を繰り返すと『自転車運転者講習』を受けることになりました。交通ルールを守り、安全運転を心がけましょう。

自転車運転者講習の対象となる危険な行為（14 項目）

- | | | | |
|-------------------|------------------|---------------------|-------------|
| 1 信号無視 | 2 通行禁止違反 | 3 歩行者用道路における車両の義務違反 | 4 通行区分違反 |
| 5 路側帯通行時の歩行者の通行妨害 | 6 遮断踏切立入り | 7 交差点安全進行義務違反等 | |
| 8 交差点優先車妨害 | 9 環状交差点安全進行義務違反等 | 10 指定場所一時不停止等 | |
| 11 歩道通行時の通行方法違反 | 12 制動装置不良自転車運転 | 13 酒酔い運転 | 14 安全運転義務違反 |



！ 自転車などの迷惑駐車は撤去します

佐貫駅周辺と関東鉄道竜ヶ崎駅周辺は、自転車などの放置整理区域に指定されています。歩道や路上に駐車している自転車や原動機付自転車は、放置自転車等（迷惑駐車車両）として撤去します。歩道や路上に放置せず、周辺の駐輪場を利用しましょう。

放置整理区域での自転車撤去の流れ

自転車などの放置→市が「警告札」貼付け→一定時間経過後も自転車が放置されている場合→市が自転車等を撤去→市で一定期間保管

撤去された自転車の返還

毎週水曜日（祝日の場合は翌日）午後 1 時～ 4 時、市役所第二庁舎脇の自転車保管所で自転車返還を行っています。以下のものをお持ちください。

- 撤去された自転車などの鍵
- 身分証明書（本人と分かるもの）
- 返還手数料（自転車 1,540 円／原付バイク 2,050 円）